

佐渡市議会議長 猪股 文彦 様

決算審査特別委員長 山田 伸之

## 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 109 条の規定に基づき報告します。

議案番号	付託事件名
議案第 95 号	<p data-bbox="403 734 1166 768">平成30年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について</p> <p data-bbox="403 824 1449 902">本案は、平成30年度佐渡市一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。</p> <p data-bbox="435 913 1334 947">審査の結果、賛成少数で不認定とすべきものとして決定しました。</p> <p data-bbox="435 958 1334 992">なお、本委員会として指摘する主な事項は次のとおりであります。</p> <p data-bbox="403 1003 560 1037">[指摘事項]</p> <p data-bbox="403 1048 831 1081">1 委託料、補助金等について</p> <p data-bbox="435 1093 1449 1216">当該年度は佐渡観光交流機構や佐渡文化財団が設立され、民間の力を活用した観光地域づくりや伝統芸能、文化を守り活かす取り組みがスタートした年度である。</p> <p data-bbox="435 1227 1449 1395">市はこれらの団体に多額の委託料や補助金を支出しており、その指導、監督責任があることは明白である。しかし、設立初年度という重要性に鑑みても、事業に成果があったのか、検証が適切に行われたのかどうか、甚だ疑問と言わざるを得ない。</p> <p data-bbox="435 1406 1449 1529">市はこの他にも様々な形で委託料、補助金及び負担金を支出しているが、何が負担金で何が委託料に当たるのか、算出根拠は何かといった明確なルールが存在していないことは問題である。</p> <p data-bbox="435 1541 1449 1664">その基準を厳格化し、その基準に基づいて支出を行い、その支出に対して適切に使われたのかどうかの検証を行う体制を早急に構築することを求める。</p> <p data-bbox="403 1720 895 1753">2 ガバナンス・内部統制について</p> <p data-bbox="435 1765 1449 2022">審査を通して、全体的に事業の検証と総括がなされていないと実感した。それは主要施策の成果説明書に施政方針の柱である地消地産の記述がないことや、結果のみの記述に留まり検証・総括が記載されていないことにも表れている。さらに審査の過程では、担当職員が業務内容を把握していない事例があった。このことは、ひとえに執行部における内部統制が十分に機能していないからである。</p> <p data-bbox="467 2033 1449 2067">人事異動については、業務の引き継ぎが確実となるよう計画的に進める</p>

など、各課ともに業務の継続性が保たれる職員配置を強く望むものである。  
また、昨年度の決算審査特別委員会をはじめ、議会から再三再四にわたって指摘している事項が全くといっていいほど改善、進捗していないことも誠に遺憾である。当該年度で当初予算が議会から認められなかったことは、佐渡市にとって異例の事態であった。議会からの指摘事項を十分に精査し、改善を図るよう強く求める。

### 3 危機管理体制について

昨年度の決算審査特別委員会の委員会審査報告書で真っ先に指摘をしたことは、大規模断水を契機とした危機管理体制の構築であった。平成31年3月に起きた佐渡汽船ジェットフォイルの衝突事故は、離島である佐渡にとって災害級の海難事故であった。消防本部は直ちに警防本部を立ち上げ、ドクターヘリの手配など救急業務に最善を尽くし、市長部局も負傷者への対応や医療機関への患者の搬送に取り組み、懸命の努力がなされた。

一方で想定を超える事態が次々と発生し、負傷者の対応に時間を要したことも事実である。このような事態の中で、市長をトップとする連絡調整本部等を立ち上げるなど、万全を期する危機管理体制が取られなかったことは痛恨の極みである。

数十年に一度と言われる災害が頻発する昨今、非常時における行政の対応を明確にし、適切に対応することが求められている。行政としての危機管理意識を一層高め、市長はじめ市職員の緊急時の対応マニュアルの検討を強く求める。

### 4 時間外勤務について

時間外勤務は災害の有無や人事異動等により左右されるものであるが、通常業務において時間外勤務が短縮した事例がひとつもないことは誠に遺憾である。働き方改革に併せて業務の取捨選択を行い、長時間労働を解消することを求める。

### 5 総務課

#### (1) 職員数及び人員配置について

正規職員の世代別人数では30代が極端に少ない状況にあるなど、年齢構成に懸念がある。また、行財政改革の中で正規職員の数を削減していく計画となっているが、専門性を伴う部署の職員や、有資格業務に携わる専門職員については不足しているので、組織が機能するよう一定数を確保していくこと。

#### (2) 市の広報について

市報における訂正記事の掲載や、CNSテレビの番組打ち切りといった事案が発生した。市が行う広報活動は公平・公正に万全を期し、事前にチェックを行うことが大前提である。佐渡市職員の行動基準及び責務に関する条例第3条に定める行動基準に則り、報道基準の原則を確実に遵守することを求める。

## 6 防災管財課

### (1) 財産管理について

普通財産の活用、管理及び処分並びに借地の解消については、議会から再三にわたり指摘をしているが、一向に改善の気配が見えない。推進計画を早急に定めること。

### (2) 両津地区の津波避難タワーについて

これまでの説明では、新潟県による津波想定が明確になるまで建設計画は延期とのことであった。新潟県の想定が発表された以上、方針を明らかにすべきであったが、審査において計画は未だ白紙との説明であった。早急に方針を明らかにし、議会や市民に説明することを求める。

### (3) 福祉避難所について

当年度に初めて8か所の指定をし、高齢者等の多い島としては一定の評価ができる。しかし、指定した福祉施設には元々入所者もおり、実際にどの程度が避難可能かという実効性に欠けるものと思料する。福祉避難所をはじめとする避難所等のあり方については、ガイドライン等を参考に実効性のあるものにすべきである。

## 7 企画課

### (1) 合併特例債に係る建設事業5箇年計画基本案について

市民説明会を地区10か所で12回開催したが、結果として計画が宙に浮いたままであり、市民にその後の説明がなされていない。大規模なプロジェクトを立ち上げる場合には、具体的な課題整理や正確な事業設計を行い、全ての担当課が綿密な連携を図る必要があることから、事業を推進させる体制の再考を求める。

### (2) 佐渡市地域振興基金について

目的基金は、条例に従い積立、保管、運用及び取崩しが適切に執行され、かつ、その設置目的に沿った事業が適切に遂行されることが法律に厳しく定められている。佐渡市地域振興基金については、管理・所管をする部署・担当課が規則から削除されている。平成29年度末現在高で71億5千90万4千円という多額の基金を管理する所管が不明なままで、平成30年度に6億7千305万9千円が運用されてきたことは、極めて問題である。また、平成30年3月末に基金の活用の目的を大幅に拡大する規則改正を行ったことは、基金発足当初の目的からかけ離れたものと思料する。財政規律を守り、地域からの要望に応える使途とすること。

## 8 財政課

### 補助金の適正化について

補助金の適正化に向けた効果・検証は、判定基準を複数項目化し、担当課による合否判定を行っているが、統括する財政課では結果を集計するのみに留まっている。担当課によるセルフチェックだけで終わらせるのではなく、「否」となった項目については改善が図られるよう指導・監督をすること。

## 9 市民生活課

### (1) 温泉・地域活性化事業について

本事業は、市が温泉活性化協議会や各温泉施設事業者へ高率な補助を行い、集客を図ることで経営の安定を狙ったものであるが、その取り組みの主なものは観光振興的要素が強く、集客につながっているとは言い難い。このことは昨年度の決算審査でも指摘をしているが、全く改善されていない。また、この協議会は、補助金を交付する市自身が事務局となっており不適切である。観光を目的とする事業は佐渡観光交流機構を中心に行うこととし、温泉活性化協議会は島民の健康増進に向けた取り組みを行うなど、抜本的な事業の見直しを再度求める。

### (2) 看護師の確保について

市内における看護師不足の問題は全国同様に深刻な課題となっており、病院だけに留まらず、子ども若者課の保育事業などにも直結し、影響が多岐に渡るものである。看護学生の進学先に対するUターン促進の取り組みは、県内だけに限らず県外の進学先に対しても積極的に行うよう求める。

## 10 社会福祉課

### 社会福祉法人運営費助成事業について

社会福祉協議会は、安心な暮らしを守る地域福祉の拠点として市の重要な福祉政策の現場を担っているが、この団体との協議が十分でないまま2千万円もの補助金が削減された。不採算であり困難事例を扱う部署を多く抱えるなか、団体の経営が危うくなれば資格所有者の退職や島外への転職も予想される。自主事業と委託事業の精査を行い、団体の使命を全うできるように支援をすること。

## 11 子ども若者課

### (1) ファミリーサポートセンターについて

しまびとジュニア支援事業では、若者相談、子ども家庭相談、発達支援と多岐にわたる支援等を試行錯誤しながら行っていることは評価できる一方で、当初でファミリーサポートセンターを利用者等との協議もなく中止したことは、問題と言わざるを得ない。

### (2) 医療・介護・福祉の人財育成事業について

保育・教育の質向上と有資格者の配置が求められる中で、保育士資格取得事業の実績が0人であったことは誠に遺憾である。事業の対象者枠を広げるなど、更なる施策の改善に努めること。

## 12 高齢福祉課

### (1) 待鶴荘について

待鶴荘の介護保険料不正請求事件は、平成31年2月12日には全ての不正が是正されていたにもかかわらず、特段の理由もなく2月議会の最終日の直前まで議会にこの事件の報告をしなかったことは誠に遺憾である。今後このような重大な事件が発覚した際は、速やかに議会に報告す

べきであると強く指摘する。

(2) 敬老事業について

歳出削減のために敬老祝品の対象者を100歳のみと縮小させたが、削減額は100万円程度である。対象者の範囲を再検討すべきである。

13 環境対策課

島民一丸となった環境美化活動推進事業について

本事業は、道路除草と支障木処理といった業者への委託事業が中心となっている。本来の目的が島の清掃を徹底的に行うものなのか、それとも市民が活動に関わることで意識啓発を図るものなのかがわかりにくく、島民一丸とは言い難い。今後においては、ゴミ拾いや海岸ゴミ清掃など幅広く取り組むと同時に、市民に広く参加してもらいやすい仕組みを構築し直すべきである。

14 地域振興課

(1) 随意契約・委託のあり方について

大学等と連携した地域活性化実証事業や移住サポートセンター業務委託等における委託の出し方を踏まえ、委託のあり方について精査すること。また、50万円以上であるにもかかわらず随意契約としていることの判断基準が不明瞭である。入札や補助事業とはしない正当な根拠を持つためにも、しっかりと事前に調査をし、事業を行うよう求める。

(2) キャリアアップ助成事業について

本事業は、市が独自で補助金を国の制度に上乗せするものであるが、実績としては自社で正規雇用が可能な会社がほとんどであった。社会保険料の負担が困難な中小企業への対応とは言い難い内容となっているため、改善を求める。

15 交通政策課

(1) バス通学費の支援について

学生ワイドフリー定期券として月額1万2千円の補助を実施したことは評価をするが、実際には公共交通機関では高校に通学できない学生も存在している。意向調査などを行い、全体として保護者の負担を軽減できる仕組みづくりを図りたい。

(2) 乗合タクシーによる社会実験について

金井地区での乗合タクシーは、利用実績が極めて少ないという結果が出た。調査方法や実績を検証し、島内交通の充実に活かされたい。

16 農林水産課

(1) 離島漁業再生支援交付金について

この交付金は、漁業の活性化にとって重要であるため、積極的に活用するよう取り組むこと。

(2) まきストーブ等購入補助金について

この補助金を廃止したことは、生物多様性・森林保全管理などをはじめ

めとする市の計画や環境等へのこれまでの取り組みと相容れないものと思料する。自然エネルギー活用の観点から、補助金を復活させるべきである。

17 農業政策課

販売網構築事業について

事業費の半分が島外販売のためのプロモーション企画等の委託料と販売促進補助金となっている。島内の地消地産の取り組みこそが肝要であり、その推進とともに前提となる生産量の確保対策を強化することを求める。

18 観光振興課

(1) 佐渡観光交流機構について

当年度から発足した佐渡観光交流機構に対し、市は負担金5千965万1千円、業務委託料2億7千721万4千810円、合計3億3千686万5千810円を支出しており、当該団体の収入の74.7%を占めている。結果として、市の委託事業が機構の業務の大半を占めている。市は委託した事業の成果を十分に精査することを求めるとともに、機構が独自の財源確保による設立趣旨に沿った事業運営が図れるよう進めること。

(2) 観光振興対策事業について

世界遺産登録を見据えた積極的な取り組みが必要な時期であるにもかかわらず、観光面における連携といった企画・立案や対応・対策が十分になされたとは言い難い。関係機関と連携を図り、積極的に取り組むこと。

19 建設課

(1) 環境美化業務委託について

国道及び県道の除草作業は、市ではなく本来の管理責任者である新潟県が行うべきものであり、新潟県が責任をもって行うよう働きかけること。

(2) 街灯管理事業について

当年度に各地域に対しての設置要望を取りまとめ、令和元年度の予算で基本的な対応が終わり、今後は設置の必要がないとの認識である。しかし、そもそも当年度における要望のとりまとめが万全であったとは言い難い。通学路など必要な箇所への設置等には、十分に配慮した対応とすべきである。

20 議会事務局

議事録作成業務について

この業務に多くの時間と労力が割かれ、事務局に本来求められている政策調査などの業務が十分に行われていない実態がある。各会議での議事録作成を円滑にするためのシステム導入等を早急に進めること。

21 監査委員事務局

「不祥事再発防止対策の対応と職員の勤務時間等に関する対応について」の監査報告について

平成30年5月10日から平成31年3月25日までのほぼ年間を通した不祥事再発防止対策の対応と職員の勤務時間等に関する対応についての行政監査は、不祥事防止環境の対応という当該年度における補助金適正化の本格実施の市政の状況に対応したものである。

監査結果では、単純に規準、倫理を守れと強調するだけが重要でないことを明らかにし、時間外勤務のあり方をはじめ、組織や職員のあり方の「組織風土と職場環境」の改善等の指摘であり、極めて評価できる内容である。日常の監査業務が多量であるとは思料するが、今後とも本質に迫る行政監査を期待する。

## 22 農業委員会事務局

農業委員会制度について

法律の改正により、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の中心業務と定義されるなど制度が大きく変わり2年目となったが、中心業務に沿った評価、点検が行われていない。制度の把握などに努めるべきである。

## 23 教育総務課・学校教育課

### (1) 教育委員会の運営について

学校給食センター業務委託に見られるように、教育委員会で決定すべき議案の事実上の審査が記録を取らない非公式な会合で行われた結果、採決に至るまでの経過が不透明となっている。今後早急に是正し、透明な教育委員会運営を確保すべきである。

### (2) いじめ・不登校対策について

いじめの件数が増加の一途をたどっている。更には、中学校の不登校生徒が増加し続けている。それぞれの原因を丁寧に検証し、解決のために必要な人員と体制の確保を含め、子どもたちを取り巻く環境を改善するよう早急に対応すべきである。

### (3) 学校教育振興事業について

小学生が無料で鑑賞できるミュージカル公演は、本来、当初予算で計上すべきものであった。子どもたちの豊かな感性を育み、文化芸術に触れる機会を積極的に確保するよう努めること。

### (4) コミュニティスクールについて

本事業の推進にあたっては、教員が児童・生徒と向き合う時間を削ることのないような配慮と取り組みが必要である。

### (5) 教育委員会の活動について

「平成29年度教育委員会の現状に関する調査」との比較では、教育長を除く研修会参加が全国市町村平均4.6回に対して1回、学校訪問回数が18.3回に対して0回、学校以外所管施設等訪問が3回に対して1回、学校以外の施設で職員と意見交換を行った回数が平均31.1%（1～20回以上）に対して0回、保護者や地域住民との意見交換会等が29.1%（1～3回以上）に対して0回、アンケート調査が12.0%に対して0回と、

	<p>低い水準である。</p> <p>昨年度も指摘をしているが、新制度による教育委員会になり2年目であり、一層の活動が求められているにもかかわらず、従来どおりで何も変わっていないと思料する。必要な予算措置をして市民の声に応える教育委員会の活動となるよう改善すべきである。</p> <p>24 社会教育課</p> <p>(1) 佐渡文化財団について</p> <p>佐渡文化財団の立ち上げのために設置された設立準備委員会に、市は基準もなしに負担金として1千636万5千円を支出したが、結果として1千124万7千926円を余らせることとなり、その全額を受入金として財団の収入に加えた手法は適切とは言い難い。</p> <p>市は財団に補助金の概算払いをしたが、なぜ全額を概算払いしたのか、更に概算払いということであれば、佐渡市補助金等交付規準では「概算払いの交付割合は80%以内とする」と規定されているにもかかわらず、なぜ100%の交付を行ったのか、疑惑の念が払拭できない。また、財団の委託事業が10件あったが、全て随意契約によるものであり、その根拠に疑念が残る。</p> <p>財団には国の地方創生推進交付金が入っており、交付金の目的に沿った活用が求められるなか、委託事業が何を目的にして行われたのか、成果品がどのように活用されたのかが不明瞭である。いわば予算ありきで、予算を消化するために行われたものと言わざるを得ない。財団は市が立ち上げた団体であり、設立初年度であるからこそ、補助金の支出や使われ方、事業内容の精査など、市が責任をもってチェック管理体制を取るべきであった。</p> <p>結論として、財団のあり方については抜本的に見直しをすること。</p> <p>(2) 図書館、図書室の運営について</p> <p>職員総数34名中、正規職員が3名のみであることは他の離島と比べても圧倒的に不足している。正規職員にしかできない業務は多く、この不均衡は早急に解消すべき問題である。</p> <p>(3) 佐渡市スポーツ協会の決算書類について</p> <p>市スポーツ協会の運営費の決算は、市の補助金が適正に支出されているのか判別できない様式となっている。また、選手育成強化助成金の確定報告は、複数箇所において数字の確認が不明瞭であった。このことは、自ら執行している予算について担当課自身が把握していないと思料せざるを得ない。このような事態を見逃さないよう緊張感を持って業務に当たることを求める。</p>
議案第96号	<p>平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>本案は、平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。</p> <p>審査の結果、認定すべきものとして決定しました。</p> <p>なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。</p>

	<p>[指摘事項]</p> <p>国民健康保険加入者の多子世帯における3人目の子どもの均等割免除は全国にも先駆けるもので評価できる。しかし、実態は対象95世帯に対して35世帯49人の免除に留まっている。周知の徹底を図るとともに個々の事情を勘案し、申請がなくとも対応すべきである。</p>
議案第97号	<p>平成30年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>本案は、平成30年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。</p> <p>審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。</p>
議案第98号	<p>平成30年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>本案は、平成30年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。</p> <p>審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。</p> <p>なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>第7期における保険料の引き上げにより、年金が年額18万円未満の普通徴収者における滞納が増えている。また、保険料の滞納に伴い6名が介護保険サービスの制限を受けていることは、介護保険制度の趣旨から見ても疑問がある。保険料等の減免制度の活用とともに、対策を検討すべきである。</p>
議案第99号	<p>平成30年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>本案は、平成30年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。</p> <p>審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。</p> <p>なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>公共下水道整備計画は、今後の人口の減少を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画におけるインフラ維持管理の将来負担からしても、市民にかかる負担を増やさぬよう計画の見直しを図ること。</p>
議案第100号	<p>平成30年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>本案は、平成30年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。</p> <p>審査の結果、認定すべきものとして決定しました。</p>
議案第101号 議案第102号	<p>平成30年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>平成30年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>以上の2議案は、平成30年度の各特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。</p> <p>審査の結果、認定すべきものとして決定しました。</p>
議案第103号	<p>平成30年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について</p>

<p>議案第 104 号 議案第 105 号 議案第 106 号</p>	<p>平成30年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について 平成30年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について 平成30年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>以上 4 議案は、平成30年度における各財産区特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。 審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。</p>
<p>議案第 107 号</p>	<p>平成30年度佐渡市病院事業会計決算の認定について</p> <p>本案は、平成30年度佐渡市病院事業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。 審査の結果、認定すべきものとして決定しました。</p>
<p>議案第 108 号</p>	<p>平成30年度佐渡市水道事業会計決算の認定について</p> <p>本案は、平成30年度佐渡市水道事業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。 審査の結果、認定すべきものとして決定しました。 なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。 [指摘事項] 多くの自治体が水道水硬度 100 以下を目指しているなかで、例えば真野行政サービスセンターでは、ボイラーの故障を防ぐために純水器の対応をとっている。給水機材等の傷みが激しくなる 100 以上の硬度は、市全体の給水人口の 30%になっていることから、改善策を講じるべきである。</p>